(2)　利用定員が21人以上40人以下	
(一)　１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	499単位
(二)　１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	490単位
(三)　１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	483単位
(四)　１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	476単位
(五)　１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	403単位
(六)　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	332単位
(七)　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	261単位
(3)　利用定員が41人以上60人以下	
(一)　１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	464単位
(二)　１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	455単位
(三)　１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	448単位
(四)　１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	442単位
(五)　１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	375単位
(六)　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	309単位
(七)　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	243単位
(4)　利用定員が61人以上80人以下	
(一)　１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	454単位
(二)　１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	445単位
(三)　１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	439単位
(四)　１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	433単位
(五)　１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	367単位
(六)　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	302単位
(七)　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	238単位
(5)　利用定員が81人以上	
(一)　１日の平均労働時間数が７時間以上の場合	438単位
(二)　１日の平均労働時間数が６時間以上７時間未満の場合	430単位
(三)　１日の平均労働時間数が５時間以上６時間未満の場合	424単位
(四)　１日の平均労働時間数が４時間以上５時間未満の場合	418単位
(五)　１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合	354単位
(六)　１日の平均労働時間数が２時間以上３時間未満の場合	292単位
(七)　１日の平均労働時間数が２時間未満の場合	229単位

注１　イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第６条の10第１号に掲げる就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援Ａ型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(2)　利用定員が21人以上40人以下	474単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
(3)　利用定員が41人以上60人以下	440単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
(4)　利用定員が61人以上80人以下	431単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
(5)　利用定員が81人以上	416単位
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	

注１　イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援Ａ型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型（規則第６条の10第１号に掲げる就労継続支援Ａ型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。